

事故報告書 記載上の注意点



令和3年6月

久留米市健康福祉部介護保険課 育成・支援チーム

介護サービス事故に係る報告要領 令和3年度主な改定内容①

福岡県作成の報告要領が、令和3年度改正されました。久留米市ホームページに掲載していますので、事業所におかれましては、あらためてご確認ください。

ここでは、主な改正内容を次のとおり、紹介します。

① 報告書の様式が変更されました。

⇒報告すべき内容の変更に伴い、報告書の様式が変わりました。

このため、令和3年度からは新様式でご提出ください。

② けが等の報告基準が変更されました。

(旧) けが等については、医療機関の受診（施設内における受診を含む。）を要したものを報告すること。

(新) けが等については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること。

⇒このため、受診しても経過観察等で終了した場合は、報告の必要はありません。

介護サービス事故に係る報告要領 令和3年度主な改定内容②

③ 報告の時期が変更されました。

(旧) 報告は、おおむね事故発生後3日以内に行うこと。

(新) 報告は、**事故発生後速やかに、遅くとも5日以内**に行うこと。

④ 報告の提出方法は、電子メールによる提出を推奨します。

(新) 保険者への事故報告の提出は、**電子メールによる提出が望ましい**。

- 送付先はkaigo@city.kurume.fukuoka.jpです。
- 件名に、**【事故報告提出】**と入力してください。
- 入力したExcelファイルを添付してください。
- 個人情報が含まれますので、取扱いには十分注意してください（例：パスワードを設定して送信する、誤送信をしないよう十分確認する等）。



事故の種別は、記載誤りの多い部分です。

わかりにくい部分もありますので、次の例示を参考にしてください。

転倒



転倒の現場を発見しなくても、
訪室時等に床に仰向けに倒れていた、尻もちをついていた場合は
転倒になります。

転落



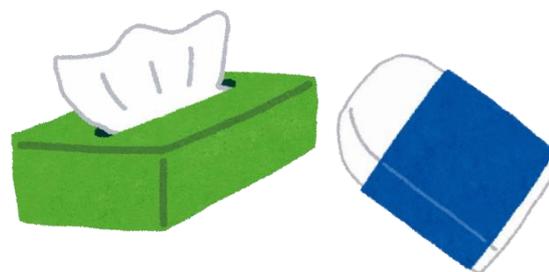
イスやベッドなど座位の状態か
らのすれ落ちや、車いすごとの
転落も含まれます。

接触



皮膚はく離や打撲などの結果などにより、接触したと思われる場合も含みます。

異食



食べ物以外の物を、本人が口にした場合、飲み込みまで確認できなくても、口に入れた状態を含みます。

誤嚥



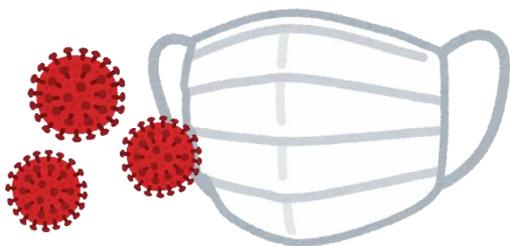
食事をのどに詰まらせたことによる誤嚥を含みます。

誤薬



- 服薬もれ
 - 落薬
 - 薬の重複服薬（回数間違い）
 - 他利用者の薬と間違ふ
- 上記すべて誤薬に含まれます。

食中毒、感染症



◎複数の利用者が発生した場合の 記載方法について

- ① 1枚の事故報告書に共通部分を記載
 - ② 別紙に各利用者の状況（経緯、受診病院、家族への説明など）を記載
- ※保健所への連絡日等も記載します。

交通事故



利用者が同乗していない場合や、
利用者宅の建物、物品の破損を
含みます。

徘徊



施設・事業所の敷地の外に出て、敷地外で利用者が発見された場合を指します。

「離設」は徘徊に含みます。

職員の違法行為・不祥事

- 利用者（入居者）の個人情報の紛失
- 送迎時の飲酒運転
- 預かり金の紛失
- 横領
- 職員による虐待 など

その他

種別が特定できない場合のみ、その他にチェックを入れてください。原則、その他は使用しません。

事故報告書 記載上の注意点 その他お願い

- ⑳ 損害賠償等の状況において、「賠償なし」の場合、理由欄への記載もお願いします。
(例) 誤薬があったが、本人の身体的状況に影響がなく、
施設の対応に理解を頂いているため
- 死亡事故の場合、事故の経緯と概要に関して、事業所において、別紙記録しているものがあれば、添付していただきますよう、ご協力ください。
また、死亡した原因（死因）が分かる際は、死因を記載してください。
- **裏面の記載注の内容を確認できていない事業所が散見されます**
ので、再度ご確認ください。

ご協力、よろしく申し上げます。

